

12月12日（火）

令和 5 年 12 月 12 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (38名)

1 番	齊藤了介	(志誠会)
2 番	永山敏郎	(県民連合立憲)
4 番	工藤隆久	(公明党宮崎県議団)
5 番	内田理佐	(宮崎県議会自由民主党)
6 番	川添博	(同)
7 番	荒神稔	(同)
8 番	福田新一	(同)
9 番	本田利弘	(同)
10番	山内いっとく	(同)
11番	山口俊樹	(同)
12番	下沖篤史	(同)
13番	瀆砂守	(同)
14番	黒岩保雄	(緑風会)
15番	脇谷のりこ	(親和会)
16番	松本哲也	(県民連合立憲)
17番	山内佳菜子	(同)
18番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
19番	西村賢	(宮崎県議会自由民主党)
20番	二見康之	(同)
21番	後藤哲朗	(同)
22番	山下寿	(同)
23番	野崎幸士	(同)
24番	佐藤雅洋	(同)
25番	安田厚生	(同)
26番	日高利夫	(同)
27番	図師博規	(無所属の会 チームひまわり)
28番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井本英雄	(自民党同志会)
30番	岩切達哉	(県民連合立憲)
31番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	武田浩一	(同)
34番	山下博三	(同)
35番	日高陽一	(同)
36番	丸山裕次郎	(同)
37番	中野一則	(同)
38番	外山衛	(同)
39番	日高博之	(同)

欠席議員 (1名)

3 番	今村光雄	(公明党宮崎県議団)
-----	------	------------

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	川北正文
環境森林部長	殿所大明
商工観光労働部長	丸山裕太郎
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	原口耕治
会計管理者	長倉佐知子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
総務部参事兼財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	平居秀一
代表監査委員	川野美奈子
人事委員長	佐藤健司

事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	鬼川真治
議事課長	福島久大
政策調査課長	牧浩一
議事課長補佐	佐藤亮子
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	山本聡

◎ 常任委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第28号まで及び第33号から第45号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、令和5年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第1号は、国庫補助決定に伴うものなどについて措置するもので、10億7,200万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金6億9,000万円余、県債3億1,000万円余であります。

次に、議案第33号は、国の総合経済対策に係る補正予算に対応するもの及び職員の給与改定に係るものなどについて措置するもので、349億100万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金188億5,500万円余、県債116億1,200万円余であります。

この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,358億7,600万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で13億2,200万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は321億9,200万円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で9,500万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,450億1,400万円余となります。

次に、県プール整備運営事業に係る事業契約の変更についてであります。

これは、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」などに向けて整備されている県プール施設に係る整備運営事業の契約金額が、物価変動等に伴い、約10億6,200万円の増額となるものであります。

このことに関連して委員より、「今年8月に供用開始となった国スポ・障スポ関連施設のアスリートタウン延岡アリーナにおいて、相次いで施工不良が見つかるが、どのように受け止めているのか」との質疑があり、当局より、「公共施設において、あつてはならないことと受け止めている。今後このような事案が発生することのないよう、工事検査をこれまで以上に徹底するなど、安全性と品質の確保に努めてまいります」との答弁がありました。

これに対して委員より、「建設業界の人手不足などにより、工事の質の低下を懸念する声もある。そのような現状を踏まえ、国スポ・障スポ関連施設の整備に当たっては、工期や費用等を検証し、必要に応じて見直す必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「建設業界は全体的に人手不足となっており、工期にも一定の影響が出ているが、目標にしている工期内に完了するよう、施工業者において人員を確保していただき、工事を進めている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、現在整備が進められている国スポ・障スポ関連施設は、将来にわたり多くの人に利用され続ける、本県にとって重要な財産となるものであることから、慎重かつ丁寧に工事を進めていただくよう要望します。

次に、宮崎県地域公共交通計画の素案についてであります。

この計画は、「将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークの構築」を目指し、広域的なバス路線を中心に、望ましい地域旅客運送サービスの在り方を明らかにするものであります。

このことについて委員より、「利用者数の増加」という目標を達成するための施策の一つに「高齢者の利用促進」とあり、高齢者を対象とした事業に重点が置かれている印象を受ける。学生など自家用車を持たない若者が、生活の足として公共交通機関を利用しやすくするための事業を構築するなど、若者が住みやすい宮崎の実現に向けた観点も必要ではないか」との質疑があり、当局より、「学生については、事業者が実施する定期券の学生割引制度により、一定の配慮がなされていると考えているが、今後、QRコード読み取り端末を設置するなど、デジタル技術を活用した公共交通機関の利便性の向上等と併せて、学生や若者を対象とした利用促進についても検討してまいりたい」との答弁がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、国庫補助決定に伴うもの及び所要見込額の増に伴うものに要する経費として1,300万円余を、議案第33号が、国の総合経済対策に係る補正予算に対応する事業に要する経費及び職員の給与改定に伴う人件費に要する経費として12億7,600万円余を、それぞれ増額するものであります。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,683億1,100万円余となります。

このうち、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、宮崎県福祉総合センターをはじめとした7つの公の施設について、次年度以降の指定管理候補者を選定するものであります。

このことについて委員より、「審査項目ごとの配点については、配点次第では応募者が固定化し、競争力が維持できず、長期的には応募者がいなくなり、施設運営の継続が難しくなるおそれがあるのではないか」との質疑があり、当局より、「これまで選定方法などの改善は行っ

てきたところではあるが、審査時の配点についても、他県の状況を踏まえながら検討すべき課題である」との答弁がありました。

次に、令和5年度福祉保健部における計画の改定等の素案についてであります。

福祉保健部では、法令等に基づき策定が求められている様々な計画を所管しており、今年度は、15の計画の改定または策定を予定しているものであります。

当委員会といたしましては、2月定例会での改定計画案の提案等に向けて、実効性のある計画の改定または策定にしっかりと取り組んでいただきますよう要望します。

次に、宮崎県高齢者保健福祉計画の素案についてであります。

これは、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定するもので、本県の高齢者保健福祉施策の指針となるものであります。

このことについて委員より、「高齢者施設や介護施設への入居が難しい中、在宅介護の重要性が高まっているが、働きながら自宅で介護を行うことは難しい状況にある。この課題についてどう考えているのか」との質疑があり、当局より、「在宅介護は重要であるため、介護サービスの基盤整備を引き続き行うことに加え、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの体制整備を計画に盛り込み、取り組んでまいります」との答弁がありました。

これに対して委員より、「中山間地域などを中心に、市町村単体では高齢者を支えていくことが難しくなっているため、広域で高齢者を支えるような計画を策定し、市町村との連携を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴うもので、病院事業費用について3億6,900万円余の増額補正となります。

次に、「宮崎県病院事業経営計画2021」の改定についてであります。

これは、令和3年度に策定された「宮崎県病院事業経営計画2021」について、国が新たなガイドラインを示したことを受けて、今年度中に改定を行うものであります。

このことについて委員より、「医師の時間外労働の上限規制の適用が令和6年4月から施行されるが、医師の働き方改革の推進に向けて、どのように取り組むのか」との質疑があり、当局より、「医師の業務を他職種へ移管する「タスクシフト」や医師の業務を分担する「タスクシェア」を推進するとともに、医療秘書の任用増などを通して、医師の業務負担軽減に取り組んでまいります」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、商工建設常任委員会、佐藤雅洋委員長。

○佐藤雅洋議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、次期指定管理に係る管理運営委託費として3億3,700万円余の債務負担行為を設定するもの、議案第33号が、国の総合経済対策に係る補正予算に対応する事業に要する経費及び職員の給与改定に伴う人件費に要する経費として一般会計で8億2,800万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は676億5,300万円余となります。

このうち、「県内旅行宿泊応援クーポン付与事業」についてであります。これは、県内宿泊者に対して、県内の土産店等で使用できるデジタルクーポンを付与するキャンペーンを実施するものであります。

このことに関連して委員より、「クーポン付与事業により宿泊客を呼び込む一方で、県内の宿泊施設は人手不足で全ての客室を稼働できていない状況もあるが、そのバランスをどう考えているのか」との質疑があり、当局より、「今年度から3年間で、宿泊事業者の設備投資を支援する「宿泊業の生産性・サービス向上支援事業」に取り組む予定であり、今回もDX導入に係る支援を追加措置するための補正予算を計上している。今後とも、誘客と受入れ環境のバランスを考えながら事業に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、令和4年度宮崎県観光入込客統計調査結果の概要についてであります。

このことについて当局より、「令和4年の観光入り込み客数は1,269万1,000人回で、前年に比べ25.3%の増加となり、コロナ禍前の約8割まで回復した」との報告がありました。

これに対して委員より、「本県の観光地を見

ると、実態はこれより少ないように感じる」との意見がありました。

当委員会といたしましては、観光関連施策の判断に当たっては実態をしっかりと捉えることが重要と考えるので、この観光入り込み客数に加えて、宿泊者数等の複数のデータを用いるなど、さらなる実態把握に努めていただくよう要望します。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、道路橋梁調査事業など9事業で繰越明許費を追加し、公共道路新設改良事業など13事業において、及び次期指定管理に係る管理運営委託費として債務負担行為を設定するもの、議案第33号が、防災・減災、国土強靱化などの国の補正予算に対応するために必要な経費及び職員の給与改定に伴う人件費に要する経費として、一般会計と特別会計を合わせて220億9,100万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,071億4,200万円余となります。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

このことについて委員より、指定管理料のうち人件費相当部分について、「指定期間の5年間の間に、今般の物価高騰や賃上げの動きのような情勢に伴う見直しはあるのか」との質疑があり、当局より、「協定締結時に各年度の額を決定しており、原則として変更はしないが、県が特別の事情があると認めた場合は、指定管理者と協議を行い、利用者へのサービス提供に支障がないように対処する」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回から指定期

間が3年から5年に延長されていることも踏まえ、期間中の物価高騰や賃金水準の上昇による人件費の増加を指定管理者のみが身を削って負担することにならないよう、配慮していただくことを要望します。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、安田厚生委員長。

○安田厚生議員 [登壇] 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が一般会計で10億2,700万円余を、議案第33号が一般会計で33億200万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は266億6,800万円余となります。

このうち、新規事業「県内河川等におけるPFAS存在状況緊急調査事業」についてであります。

これは、健康被害が懸念されている有機フッ素化合物について、県内全域の河川や地下水を網羅的に調査することで、存在状況を把握する

ものであり、調査で国が設定した指針値を超えた地点については、汚染源調査や飲用水としての利用に対する指導を行う方針とされております。

このことについて委員より、「測定地点はどのように選定しているのか」との質疑があり、当局より、「PFASの測定のために新たに測定地点を選定するものではなく、これまでのBODやヒ素などを測定している環境基準点等において、新たにPFASを調査項目に加えるものである」との答弁がありました。

また、別の委員より、調査期間や調査結果の公表時期について質疑があり、当局より、「1月中旬から調査を開始し、3月下旬までに全ての地点の調査を完了させ、調査結果は3月中にホームページやプレスリリース等で公表することを予定している。なお、基準値を超過した場合は、調査期間中であっても速やかに公表したいと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国の専門家会議における検討の動向について情報収集を行い、調査結果の公表とともに科学的根拠に基づいた正しい情報発信を行っていただくよう要望いたします。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が一般会計で400万円余を、議案第33号が一般会計で42億2,700万円余を、それぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は477億1,000万円余となります。

このうち「堆肥等利活用促進緊急体制整備事業」についてであります。

これは、化学肥料の価格高騰や入手困難といった農業経営継続にとっての危機的状況に対

応するため、化学肥料から堆肥や有機質肥料への転換を推進し、堆肥利用に必要な堆肥散布機械の導入や堆肥調製施設の整備を支援するものであります。

このことについて委員より、「補助率が2分の1であり、2分の1は農家の負担となるが、経営が厳しい状況にある農家が実際に施設整備等を行うことができるのか」との質疑があり、当局より、「経営環境が厳しい中で設備投資を行うこととなるが、化学肥料から堆肥や有機質肥料への転換により、長期的な視点では農家負担が軽減できると考えている」との答弁がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、企業局の公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、各公営企業会計における職員の給与改定に伴うもの、及び国の補正予算を受

け、県土整備部が多目的ダム改良工事の増額補正を行うことに伴い、共同施設負担金を増額するものであります。

このうち、議案第38号は電気事業会計について、収益的支出の事業費及び資本的支出で4億7,600万円余の増額を行うもので、補正後の合計額は122億1,100万円余となります。

また、議案第39号は工業用水道事業会計について、議案第40号は地域振興事業会計について、それぞれ収益的支出の事業費を増額するもので、補正後の合計額は、工業用水道事業会計が4億2,000万円余、地域振興事業会計が2,400万円余となります。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、議案第1号が、県立学校の運動場整備に要する経費として2,800万を、議案第33号及び第37号が、職員の給与改定に伴い、13億9,000万円余を、それぞれ増額するものであり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,116億9,000万円余となります。

このうち、「県立学校運動場整備事業」についてであります。

この事業は、県立高校の部活動における硬式テニスの競技力向上を支援する寄附の申出を受けて、国スポに向けた競技力強化指定校である、佐土原高等学校のテニスコートをハードコート化する整備を行うものであります。

このことに関連して委員より、「強化指定校とそうでない学校とでは、競技力の差が一層開き、指定校以外の部活動の停滞が懸念されるが、どのように取り組んでいるのか」との質疑があり、当局より、「指定校については基準を見直し、入替えを行うなど、改善を図っている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、国スポという大きな目標に向かい、一致団結して、競技力の向上を図ることは貴いものである一方、部活動は教育活動の一環であり、子供たちが競技を通じて、礼節や継続力といった学びを幅広く体得する大切な場でもあると考えますので、国スポ後を見据えた長期的な視点も持ちながら、部活動の在り方を検討していただきますよう要望します。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定に伴い、3億4,600万円余を増額するものであり、一般会計の補正後の予算額は281億2,100万円余となります。

次に、高岡警察署の移転候補地の選定についてであります。

このことについて委員より、「国富町への移転により、利便性や機能は維持できるのか」との質疑があり、当局より、「人口のほか、管轄警察署内の事件や交通事故の発生率など総合的に判断したものである」との答弁がありました。

さらに委員より、移転に関する住民への説明について質疑があり、当局より、「高岡警察署管内の自治会長などを中心に説明を行う予定である」との答弁がありました。

当委員会としましては、警察署は地域住民の安全・安心を守る非常に重要な拠点であり、宮崎北警察署及び宮崎南警察署が管轄する一部地域の編入を検討されていることから、説明会等を通じて、住民に対し、広くかつ丁寧に説明していただくことを要望いたします。

次に、特殊詐欺の被害の防止対策についてであります。

このことについて当局より、「今年度の認知被害額は10月末時点で2億1,000万円を超えている。また、手口としては架空請求詐欺が最も多い」との説明がありました。

このことについて委員より、「詐欺の判別が難しいメールも多いが、対策はあるのか」との質疑があり、当局より、「詐欺メールは無差別に送られてくるため、不審なメールは開かないようにすることが重要であり、県民に対し詐欺メール対応訓練等を行ってまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、日々手口が巧妙となり、海外からの犯行も後を絶たない特殊詐欺に対して、取締りや対策を一層強化していただくよう要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました議案について、議案第4号、第26号及び第44号について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第4号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、国の森林環境税が、令和6年度から個人県民税均等割と併せて課税されることになるとして、市町村がそれを徴収し、県に払い込むという規定を条例に追加するというものです。

国の森林環境税は、森林整備等に必要な地方財源の安定的確保のために、国が「国民にひとしく負担を求める」として創設したものです。

しかしこれは、2023年度末で終了とされている東日本大震災の復興を名目にした復興特別住民税1人1,000円を上乗せしている個人住民税への均等割を、森林環境税と看板を掛け替えて継続するもので、認められません。

個人住民税の均等割は、所得割が非課税の人にも一律の額で課税される逆進性の高い税であり、低所得者の負担をさらに強めるものです。

また、森林環境税を財源とする森林環境譲与税は、2019年から先行して各自治体に配分を開始していますが、真に森林整備が必要な自治体に重点的に配分できない仕組みであるなど、問題を抱えています。

森林環境税は、森林吸収源対策や森林の公益的機能の恩恵を口実に、二酸化炭素排出企業や法人には負担を求めず、森林整備の費用を国民個人に押しつけるものです。

災害対策としての森林整備は重要です。だからこそ、個人負担に固執した、いびつな制度でなく、国の一般会計に占める森林予算の拡大や地方交付税の増額などで、地方自治体の需要に見合った財源を国の責任で確保すべきです。

県の森林環境税との二重課税の問題もあり、県民にさらなる負担となる条例改定に反対するものです。

次に、議案第26号「公の施設の指定管理者の指定（県営住宅県北地区）について」です。

同議案は、県北地区の県営住宅（日向・延岡土木事務所、西臼杵支庁管内の27団地2,189戸）の維持管理を、前期と同じ一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会の構成員である延岡日向宅建協同組合に指定管理者として委ねるということです。指定の期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間です。

この指定管理者制度は、行政コスト縮減などを目的に、「官から民へ」の構造改革路線の一環として導入され、今あらゆる部署で進められています。

今回も、県営住宅を含む17の公営施設の指定管理者の更新が提案され、指定期間3年を5年に延長されているものもあります。

我が党は、特に公営住宅については、これまでも指定管理者制度はなじまないとして反対してきました。

公営住宅制度は、国や地方公共団体が、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で提供し、暮らしと福祉に寄与することを目的とします。それだけに、公営住宅は、他の公共施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。

行政は、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーの確保という重要な役割を担っています。

特に、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関して、個人情報守秘の扱いがしっかり担保されているか、住宅環境が十分整備されてい

るかも含めて考えなければならぬ課題を抱えており、公営住宅に関して、指定管理者制度を適用することはふさわしくないと考えます。

したがって、今回提案されました「県営住宅の指定管理者の指定について」も反対をするものです。

次に、議案第44号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

本条例案は、国の特別職等の給与改定に準じて、知事や議員等、特別職の期末手当の引上げを行うものです。

人事院・人事委員会勧告による職員給与や手当を引き上げるとは当然のことです。しかし、今、コロナ禍の影響は続き、そこに物価高騰が追い打ちをかけ、県民所得は伸び悩み、消費税、国保税や介護保険料の引上げなど県民負担が増大する中で、知事をはじめ特別職の期末手当を引き上げるなど、県民の生活実態、県民感情からしても、決して好ましいとは言えません。県民の納得は得られないのではないのでしょうか。

今回の特別職に係る期末手当引上げの提案には賛成できないことを申し上げ、以上、各号議案に対する討論といたします。〔降壇〕

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第4号、第26号及び第44号採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

まず、議案第4号、第26号及び第44号について、一括お諮りいたします。

これらの議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決す

ることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱砂 守議長 起立多数。よって、議案第4号、第26号及び第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第3号まで、第5号から第25号まで、第27号、第28号、第33号から第43号まで及び第45号採決

○濱砂 守議長 次に、議案第1号から第3号まで、第5号から第25号まで、第27号、第28号、第33号から第43号まで及び第45号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和5年12月12日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 議会運営委員長 野崎 幸士
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

HPVワクチン接種政策の充実を求める意見書

議員発議案第2号

食品ロス削減へ国民運動の推進を求める意見書

議員発議案第3号

高病原性鳥インフルエンザの対策強化を求める意見書

議員発議案第4号

地方公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第4号まで

追加上程、採決

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案

を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○濱砂 守議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○濱砂 守議長 以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

今年も、あと19日を残すのみとなりました。執行部及び議員各位におかれましては、一層御

令和5年12月12日(火)

自愛の上、新たな年を御健勝で迎えますよ
う心から祈念申し上げます。

これもちまして、令和5年11月定例会を閉
会いたします。

午前10時43分閉会